

【支援内容 (町が発行する証明書が必要)】

1. 株式会社設立時の登録免許税軽減措置
資本金の0.7%が**0.35%**、最低税額15万円が**7.5万円**に減額
2. 信用保証枠の拡充
無担保・第三者保証人なしの創業関連保証枠が1,000万円から**1,500万円**に拡充
※創業後5年未満の方についても、特定創業支援事業を受けることにより保証枠が拡大します。
3. 創業関連保証の申込期間の特例
創業2か月前から対象となる創業関連保証について、事業開始**6か月前**から利用対象に
4. 日本政策金融公庫・新創業融資制度の特例
特定創業支援事業の証明書を得た創業希望者や創業者は、自己資金要件（開業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること）を満たすものとする



中小企業を支援します

日本経済、地方経済を支える中小企業は、年間29万社が廃業しており、うち7万社が後継者不在を第一の理由として廃業しているとされています（「2006年版中小企業白書」より）。雇用の喪失は毎年20~35万人に上ると推定されており、雇用や技術の喪失といった観点から、スムーズな事業承継への対策が求められています。

こういった状況を受け、さまざまな社会経済状況に影響を受けやすい中小企業を支援するため、国や県をはじめ多くの機関で支援策を拡充しています。町では商工会と連携し、これらの事業を活用しながら、町内中小企業の安定した経営への取組みを支援していきます。

【中小企業支援機関一覧】 ※各機関ホームページで事業詳細をご覧ください。

- ◆中小企業庁
「平成27年度中小企業施策利用ガイドブック」
→補助金・税制面の支援や相談・セミナーなどの支援内容が網羅されています。インターネットでご覧になれます。
- ◆東北経済産業局
国（経済産業省・中小企業庁）の施策の窓口として支援します。
- ◆山形県
(1) 中小企業振興課
・山形県中小企業総合相談窓口
・中小企業トータルサポート補助金ほか
(2) 雇用対策課
・山形県就職情報サイト（求職者への県内中小企業情報の発信）
(3) エネルギー政策推進課
・再生可能エネルギー設備導入事業費補助金
- ◆山形県産業技術振興機構
・産学官連携促進事業（産学官連携コーディネーターによる支援等）
・やまがた地域産業応援基金事業（技術・研究開発、創業支援等への助成）
- ◆山形県中小企業団体中央会
・指導事業（実地指導事業、窓口相談）
・若者就職支援センター事業
・各種補助金交付申請
・中小企業関係共済事業
- ◆独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
・経営支援事業（窓口相談、ハンズオン支援事業）
・新事業創出支援事業
- ◆公益財団法人山形県企業振興公社
・受注取引拡大の推進（商談会開催等）
・創業の促進と円滑な事業承継（事業引継ぎ支援センター等）
・小規模事業者支援（よろず支援拠点）
・支援人材による相談対応、助言指導（地域コーディネーター等）
・経営基盤強化に向けた取組みの支援（情報誌の発行等）
・設備貸与事業（設備を公社が購入し貸与（割賦販売・リース））
- ◆山形県商工会連合会（中山町商工会）
・創業人材育成事業（創業塾、経営革新塾）
・小規模事業者支援パッケージ事業（補助金、販売支援等）
・小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
- ◆日本政策金融公庫
・国民生活事業の事業資金融資（経営安定化、経営革新等）
・創業支援のための融資制度
- ◆山形県信用保証協会
・信用保証制度（公的な保証人として資金調達支援）
・専門家派遣事業（課題解決を支援）
・経営改善支援・経営相談会
・事業承継支援対策

どこに相談したらいいかわからないときは…
山形県よろず支援拠点（山形県企業振興公社内） ☎647-0708 ※相談は**何回でも無料**です

中山町で **創業** しませんか？ 創業支援事業計画 を策定しました

町は、中山町商工会など関係機関との連携を強化して、町内で創業する人を支援するため、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」を策定し、平成27年5月20日に国の認定を受けました。

これにより、**創業を希望している方**および**創業後5年未満の方**（以下「創業者」とします）が、町の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業（中山町商工会による事業計画策定支援事業）を受講すれば、「特定創業支援事業」を受けた者として、町から証明書が発行され、創業に関する支援が受けられるようになります。



背景

日本の開業率は、4.6%と欧米の半分程度にとどまっており、山形県は全国で40位の3.8%です（平成25年度調査）。また、中小企業数も平成11年の484万社から、平成24年は385万社へと減少しています。

こうした状況の中、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出していくことが重要です。町では、平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援施策を活用し、中山町商工会などと連携して新規創業を促進するため、次のような取組みを始めます。

ワンストップ相談窓口を設置 ※お問い合わせ先 創業支援ワンストップ相談窓口（産業振興課産業振興G） ☎662-2114

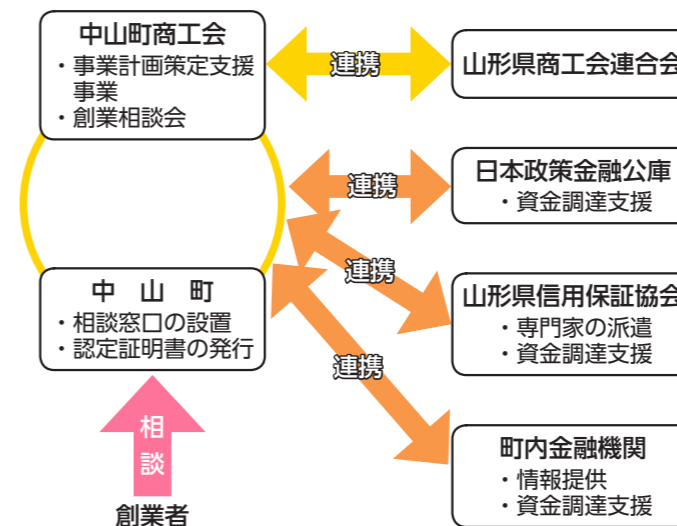
町産業振興課内に相談窓口を設置し、創業者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかをお聞きして、適切な機関に誘導し、創業実現まで体験的に学べるような支援を行います。

商工会による丁寧な支援 ※お問い合わせ先 中山町商工会 ☎662-2207

創業者が支援を希望する場合、創業に必要な4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）を身につけることを目的とした、中山町商工会経営指導員による「事業計画策定支援事業」を実施します。

この支援事業を受けると、「特定創業支援事業を受けた創業者」として、町から証明書の発行を受け、創業に関する**支援**を受けることができます。 ※支援内容は次ページのとおりです。

【全体像】



**山形県商工会連合会
【創業塾2015のご案内】**

受講希望の方は、中山町の創業支援事業計画による「特定創業支援事業」に該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

- 日時 7月25日、26日、8月1日、2日、9日の5日間
 - 時間 午前9時30分～午後4時30分
 - 場所 商工団体会議室（霞城セントラル内）
 - 対象・定員 創業予定者、創業して間もない方/30名
 - 受講料 無料
- ※ご相談・お問い合わせ先
中山町商工会 ☎662-2207